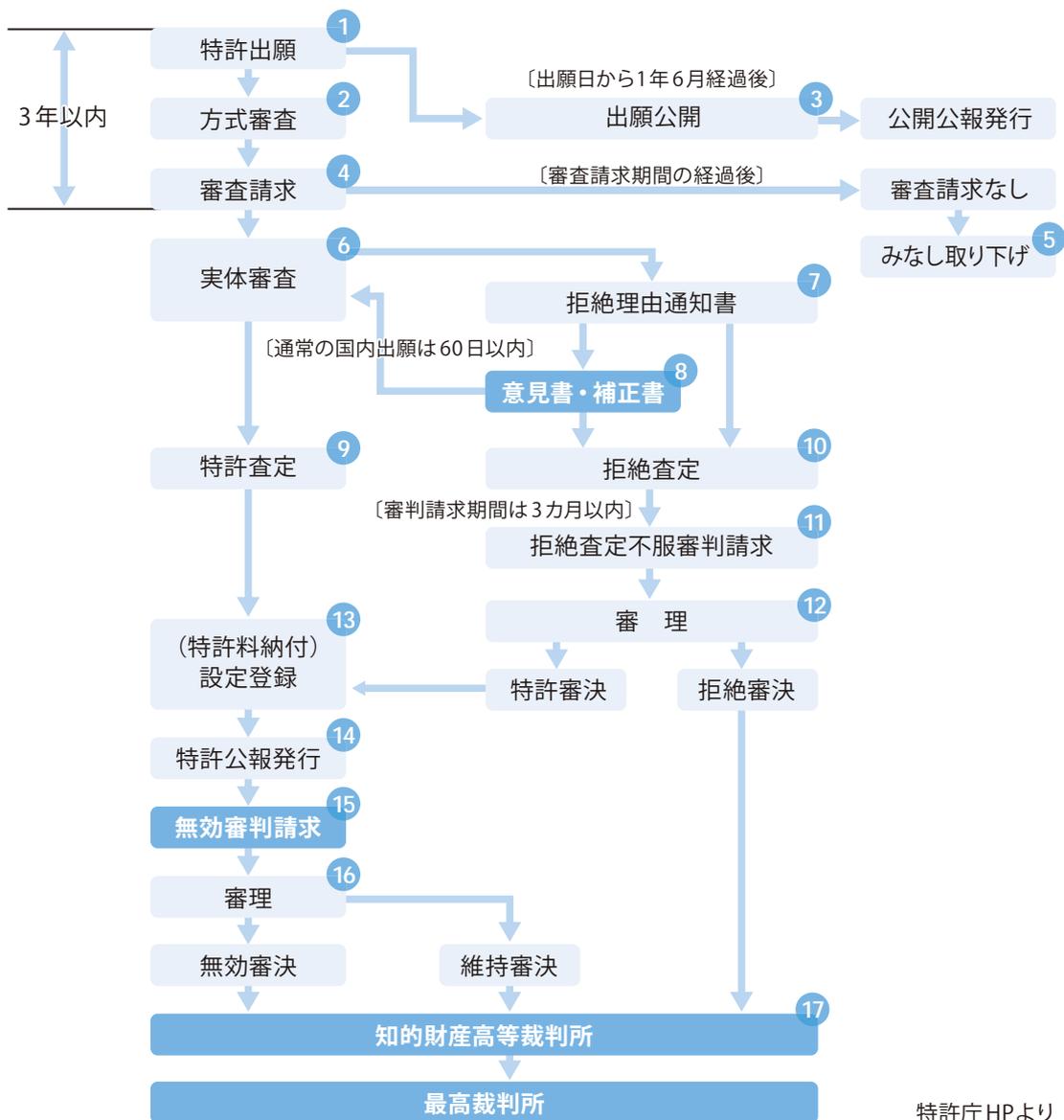


特許権は、特許庁に申請（出願）をただけでは発生しません。特許庁で審査官による審査をはじめとした一定の手続を経た後に権利が付与されます。

特許庁に対する手続については、特許庁のホームページを引用します。

特許権を取るための手続



特許庁 HPより

(1) 出願

いかに優れた発明であっても、特許出願しなければ特許権を取得することはできません。出願するには、法令で規定された所定の書類を特許庁に提出する必要があります。

(2) 方式審査

特許庁に提出された出願書類は、所定の書式通りであるかどうかのチェックを受けます。書類が整っていない、必要項目が記載されていない等の場合は、補正命令が発せられます。

(3) 出願公開 用語

出願された日から1年半経過すると、発明の内容が公開公報 用語 によって公開されます。

(4) 審査請求 用語

特許出願された発明は、全てが審査されるわけではありません。出願人又は第三者が審査請求料を払って出願された発明に対して審査の請求をしたものだけが審査されます。審査請求は、出願から3年以内であれば、いつでも誰でもすることができます。

(5) みなし取下げ

出願から3年以上経過しても審査請求されない出願は、取り下げられたものとみなされ、以後権利化することはできません。

(6) 実体審査

審査は、特許庁の審査官によって行われます。審査官は、出願された発明が特許されるべきものか否かを判断します。

審査においては、まず、法律で規定された要件を満たしているか否か、すなわち、拒絶理由 用語 がないかどうかを調べます。主な要件としては以下のものがあります。

- ア. 自然法則を利用した技術思想か
- イ. 産業上利用できるか
- ウ. 出願前にその技術思想はなかったか
- エ. いわゆる当業者（その技術分野のことを理解している人）が容易に発明をすることができたものでないか
- オ. 他人よりも早く出願したか
- カ. 公序良俗に違反していないか
- キ. 明細書の記載は規定どおりか

(7) 拒絶理由通知

審査官が拒絶理由を発見した場合は、それを出願人に知らせるために拒絶理由通知書を送付します。

(8) 意見書^{用語}・補正書

出願人は、拒絶理由通知書により示された従来技術とはこのような点で相違するという反論を意見書として提出したり、特許請求の範囲^{用語}や明細書等を補正することにより拒絶理由が解消される場合には、その旨の補正書を提出する機会が与えられます(手続補正^{用語})。

(9) 特許査定^{用語}

審査の結果、審査官が拒絶理由を発見しなかった場合は、特許査定を行います。また、意見書や補正書によって拒絶理由が解消した場合にも特許査定となります。

(10) 拒絶査定^{用語}

意見書や補正書をもみても拒絶理由が解消されておらず、やはり特許できないと審査官が判断したときは、拒絶査定を行います。

(11) 拒絶査定不服審判請求

拒絶査定に不服があるときは、拒絶査定不服審判を請求することができます。

(12) 審理

拒絶査定不服審判^{用語}の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。審理の結果、拒絶理由が解消したと判断される場合には特許審決を行い、拒絶理由が解消せず特許できないと判断される場合には、拒絶審決を行います。

(13) 設定登録

特許査定がされた出願については、出願人が特許料を納めれば、特許原簿に登録され特許権が発生します。

ここではじめて、特許第何号という番号がつくことになります。

(14) 特許公報発行

設定登録され発生した特許権は、その内容が特許公報^{用語}に掲載されます。

(15) 無効審判請求

特許権が設定登録された場合には、原則として何人も「特許無効審判」の請求が可能です。

(16) 審理

無効審判の審理は、三人または五人の審判官の合議体によって行われます。

審理の結果、特許に無効理由がないと判断された場合は、特許の維持の審決が行われます。

一方、特許に無効理由があると判断された場合は、特許の無効の審決が行われます。

(17) 知的財産高等裁判所 用語

拒絶査定不服審判の拒絶審決に対して不服がある出願人、特許無効審判の審決に対して不服がある当事者は、知的財産高等裁判所に出訴することができます。

以上のように、特許出願を行ってから特許権として確立するまでには非常に多くの手続が必要となり、時間がかかります。特許出願さえ行えばすぐに特許権という権利が与えられるわけではありません。